

【機2】

業務継続計画（地裁佐原支部）

4月7日に千葉県にも緊急事態宣言が発令され、同宣言が同月8日から発効することに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

4月13日から5月6日まで、地家裁佐原支部及び佐原簡裁の業務を各業務継続計画に基づいて縮小することに伴い、裁判官及び職員の登庁を別添のとおりとする。

2 発令時継続業務のうち一般継続業務

- (1) 文書の受付
- (2) 裁判部の上記業務を継続するために必要な事務
- (3) 保管金事務
- (4) 庁舎管理事務
- (5) 物品調達事務

3 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

裁判部の上記業務の第1順位を継続するために必要な事務

(2) 第2順位

裁判部の上記業務の第2順位を継続するために必要な事務

(3) 第3順位

上記のいずれにも該当しない庶務・会計等の事務

【機2】

業務継続計画（地裁佐原支部・民事）

4月7日に千葉県にも緊急事態宣言が発令され、同宣言が同月8日から発効することに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

4月13日から5月6日まで、地家裁佐原支部及び佐原簡裁の業務を各業務継続計画に基づいて縮小することに伴い、裁判官及び職員の登庁を別添のとおりとする。

2 優先処理業務

(1) 指定期日の取消し

訴訟事件につき、4月8日から5月6日までの間に指定された期日を取り消す。また、従前の方針（5月15日までの期日を取り消す方針）に従って期日を取り消したものについては、期日取消しを維持する。

なお、地裁の調停事件及び債権配当事件には該当事件がない。

(2) 破産事件について

破産管財人に登庁の可否を確認し、登庁不能であれば債権者集会期日（次回期日）を延期する。破産管財人が登庁可能であり、破産手続終局見込み（次々回カラ期日を含む。）であれば、期日を維持する。なお、この場合において、破産者が来庁する必要性について検討する。

(3) 来庁自粛の要請

電話での問い合わせに対しては、可能な限り郵送での対応をお願いする。なお、来庁を拒否するものではない。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

文書の受付

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

ア 保全事件

【機2】

イ DV事件

(2) 第2順位

ア 執行に関する事務（特に緊急を要する手続）

イ 倒産に関する事務（特に緊急を要する手続）

(3) 第3順位

ア 民事訴訟に関する事務

イ 民事調停に関する事務

ウ 執行に関する事務（上記(2)を除く。）

エ 倒産に関する事務（上記(2)を除く。）

オ その他の民事事件に関する事務

【機2】

業務継続計画（地裁佐原支部、佐原簡裁・刑事）

4月7日に千葉県にも緊急事態宣言が発令され、同宣言が同月8日から発効することに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

4月13日から5月6日まで、地家裁佐原支部及び佐原簡裁の業務を各業務継続計画に基づいて縮小することに伴い、裁判官及び職員の登庁を別添のとおりとする。

2 優先処理業務

4月30日に指定されていた正式裁判請求事件の公判期日を取り消す。なお、当支部及び当簡裁に係属している公判請求事件は本件のみである。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

(1) 文書の受付

(2) 令状に関する事務

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

ア 略式手続に関する事務

イ 起訴状送達に関する事務

ウ 国選弁護人選任に関する事務

(2) 第2順位

上訴に関する事務

(3) 第3順位

ア 刑事公判（在宅）に関する事務

イ その他の刑事事件に関する事務

【機2】

業務継続計画（佐原簡裁・民事・案）

4月7日に千葉県にも緊急事態宣言が発令され、同宣言が同月8日から発効することに伴い、以下の対応を行う。

1 事務処理態勢

4月13日から5月6日まで、地家裁佐原支部及び佐原簡裁の業務を各業務継続計画に基づいて縮小することに伴い、裁判官及び職員の登庁を別添のとおりとする。

2 優先処理業務

(1) 指定期日の取消

訴訟事件及び調停事件につき、4月8日から5月6日までの間に指定された期日を取り消す。

(2) 来庁自粛の要請

電話での問い合わせに対しては、可能な限り郵送での対応をお願いする。なお、来庁を拒否するものではない。

3 発令時継続業務のうち一般継続業務

文書の受付

4 発令時継続業務以外の業務

(1) 第1順位

保全事件

(2) 第2順位

ア 民事訴訟に関する事務

イ 民事調停に関する事務

ウ 督促手続に関する事務

エ その他の民事事件に関する事務